

令和6年度7月 第4回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年7月19日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時36分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	欠席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
	報告第 1 2 号 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は１２人、推進委員の出席数は８人です。山田昌弘委員、武藤委員、小鹿委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和６年度７月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第１「議事録署名委員の指名」を行います。

１２番近藤善成委員及び１４番塚本隆啓委員を指名します。

議 長 日程第２「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日１日限りと決定しました。

議 長 日程第３ 議案第１４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第１４号について説明いたします。

３－９、３－１０、３－１１番につきまして、関連がございますので、まとめて説明いたします。

参考資料は１～６ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は東溝口五丁目地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。こちらの議案につきましては、５月の議案として上程した、原ネームプレート製作所、三和スクリーン銘版の転用に際し、代替地の取得を考えていたところ、所有者より譲受の内諾を貰えたため、今回の申請となっております。

続きまして、３－１２番について説明いたします。

参考資料は７～９ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町秋竹東堤、大島、小島田、中道、六反田地内の田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。

続きまして、３－１３番について説明いたします。

参考資料は１０～１１ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山堂建地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

続きまして、3－12番について説明いたします。

参考資料は7～9ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町秋竹東堤、大島、小島田、中道、六反田地内の田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。

続きまして、3－14番について説明いたします。

参考資料は12～13ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町鯉橋三丁目地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、7月17日に竹嶋委員と丹羽委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第14号につきましては、竹嶋委員と丹羽委員に現地確認を行っていただきましたが、竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第14号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第14号について、何かご質問等はございますか。

村上委員 申請番号3－12の堀田幹夫さんは、先月も何か議案があったと思うが。

事務局 先月は生産緑地の主たる従事者証明願について報告をさせていただきました。ご本人の体調不良により、農作業を行うことが出来なくなったため、生産緑地の解除を行うための証明書となります。今月の議案につきましても、ご本人が農作業を行うことができないため、農地を譲渡するための議案となっております。

議 長 他にご質問もないようですので採決に移ります。
議案第14号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第14号は承認されました。

議 長

日程第4 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第15号について説明いたします。

5－8番について説明いたします。

参考資料は14～15ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山八反地地内の田で、分家住宅への転用で所有権移転となっております。譲受人の現在、あま市花長地内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。なお、参考資料15ページの平面図をご覧ください。駐車場が7台、所有車輛2台分の合計9台の駐車場となっておりますが、こちらについては、ご主人が高校の野球部の監督をしており、食事指導やその他の説明会を開催するにあたり、ご自宅に7家族ずつを招いて開催する予定をしていることですので、9台分の駐車場を確保する計画となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－9番について説明いたします。

参考資料は16～17ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木折枕地内の田で、分家住宅への転用で使用貸借権設定となっております。借受人の現在、あま市木田地内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－10番について説明いたします。

参考資料は18～19ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木折戸井田地内の畑で、分家住宅への転用で使用定借権設定となっております。借受人の現在、名古屋市中川区地内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしてい

る区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5-11番について説明いたします。

参考資料は20～21ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田及び畑で、野天駐車場への転用で所有権移転となっております。こちらにつきましては、3月の総会の際に、農振除外の議案を上程した案件の農地転用申請となります。譲受人は名古屋市中川区地内に本店を置き、浚渫・清掃工事業を営んでおります。平成27年に申請地南側隣接地を取得し、事業用車両駐車場や資材置場として事業を行ってきましたが、業務の拡大に合わせ事業用車両や従業員駐車場が不足することとなり、駐車場用地を確保しようとしていたところ、申請地にて譲受の内諾をいただけたため、事業用地を拡大するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、既存施設の拡張で、敷地面積が1/2を超えないもので、農地区分は、第1種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5-12番について説明いたします。

参考資料は22～23ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福隅田地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は沖縄県那覇市に本店を置き、資源ごみ回収事業を営んでおります。平成17年より申請地北西近接地に七宝支店を設け、当該土地を借地してきましたが、農地転用の手続がなされていなかったため、海部農林水産事務所に相談し、転用許可の見込みがあるため、今回は申述書を添付し、違法状態を是正するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5-13番について説明いたします。

参考資料は24～25ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山弁才天地内の田で、病院への転用で所有権移転となっております。譲受人は現在申請地の前面道路南側で皮膚科を営んでおります。患者数の増加に伴い、現在の診療所が手狭となったため、新たに診療所を建設しようと考えていたところ、当該地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－１４番について説明いたします。

参考資料は２６～２７ページです。

賃貸人・賃借人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島間曾地内の田で、駐車場への転用で賃貸借権設定となっております。譲受人は名古屋市東区に本店を置き、申請地東側近接地で調剤薬局を営んでおります。隣接病院の患者数の増加に伴い、薬局への来客も増加し、駐車場が不足する状況となっていたところ、当該地の所有者から借受けの内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から３００ｍ以内の農地で、農地区分は、第３種農地に区分されます。第３種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、５－１５番について説明いたします。

参考資料は２８～２９ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は金岩六ノ坪地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は現名古屋市中川区に本店を置き、建築工事業を営んでおります。あま市、稲沢市、一宮市での受注の増加に伴い、資材置場を近隣で確保しようと考えていたところ、当該地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で１０ｈａ未満であるもので、農地区分は、第２種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

以上につきましては、７月１８日に海部農林水産事務所と現地調査をさせていただいております。また、７月１７日には竹嶋委員と丹羽委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 竹嶋委員と丹羽委員に現地確認を行っていただきましたが、竹嶋委員から現地の状況について報告願います。

竹嶋委員 議案第１５号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでした。しかし、申請番号５－１２について、現地の状況を見る限りかなり前から資材置場として利用されているように思うが、地元の農業委員さんや事務局として何かしらの対応はとってきたのかをお聞きしたい。また、申請番号５－１５について、申請地東側に碎石等の資材を置くとなっているが、小学校の通学路にもなっているため、見通しを確保するように指導をお願いしたい。

事務局 申請番号５－１２につきましては、過去の担当者等にも確認しましたが、対応は行っていないとのことでした。今後各委員さんがパトロールを行う際に、違法転用が疑われるような土地があれば、事務局までご連絡をいただきますよ

う、お願いいたします。また、申請番号５－１５につきましては、現地確認後に代理人を通じ、見通しを確保してもらうように依頼をさせていただいております。

議 長 ただ今、事務局及び竹嶋委員から説明・報告がありました、議案第１５号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１５号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第１５号は承認されました。

議 長 日程第５ 報告第９号「農地法第４条の規定による届出について」、報告第１０号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第１１号「農地法第１８条の規定による通知について」、報告第１２号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第９号から報告第１２号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、８月２０日（火）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年8月20日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 近藤 善成

署 名 委 員 塚本 隆啓